

平成二十二年二月十九日受領
答弁第一〇八号

内閣衆質一七四第一〇八号

平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫
内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

検察当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

二及び五について

前回答弁書（平成二十二年二月九日内閣衆質一七四第六五号）三及び四について述べたとおり、検察当局及び警察庁においては、検察及び警察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知しているところ、中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言は、これらの記者発表や記者会見の内容に基づく報道が多いと思われることを念頭に置いたものであり、検察当局及び警察庁において、捜査上の秘密を外部に漏らすことを意味するものではない。

三について

中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言は、現在の刑事訴訟の実務上、取調べによって被疑者の供述を得ることが事案の真相を解明する上で極めて重要な役割を果たしているとの趣旨で述べたものである。

四について

御指摘の「冤罪被害」については、法令上の用語ではなく、政府として、「冤罪被害」の定義について特定の見解を有しておらず、様々な意味で用いられているものと承知しているところ、中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言においては、世間で用いられることがある無実の罪等による被害という意味で用いたものである。

六について

御指摘の記者会見における原口総務大臣の発言は、いわゆるクロスオーナーシップに関する記者の質問に対して、それにより報道が一色になってしまいう危険性について、一般論として述べたものである。

検察当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

七について

平野内閣官房長官の御指摘の発言は、社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っていると思われることを念頭に置いたものであり、検察当局において、捜査情報や捜査方針を外部に漏らしていることを意味するものではない。

八について

検察当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

九について

検察当局においては、仮に捜査情報や捜査方針が公になれば、他人の名誉やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、裁判所に予断を与えたり、また、関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査・公判に重大な支障が生じるおそれがあることなどから、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。